

家庭園芸用噴霧器の認定基準及び基準確認方法
(公開用)

■商標登録済■第236号■平成4年1月1日

製品安全協会

家庭園芸用品（家庭園芸用噴霧器）専門部会専門委員名簿

（50音順、敬称略）

	氏 名	所 属
（部会長）	米 村 純 一	東京農工大学 名誉教授
（委 員）	青 木 二三男	横浜植木 株式会社
	伊 東 依久子	消費科学連合会
	遠 藤 善 久	通商産業省生活産業局日用品課
	加 藤 真 代	主婦連合会
	紙 川 明	通商産業検査所商品テスト部機械テスト課
	菊 池 久 義	社団法人 日本ドウ・イト・ユアヘルフ協会
	栗 山 有	株式会社 岩永製作所
	小 泉 知 彦	社団法人 園芸文化協会
	柴 田 貢	社団法人 日本家庭園芸普及協会
	関 口 政 則	株式会社 フルプラ
	竹 内 増 親	社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会
	田 中 芳 雄	製品安全協会
	田 辺 勝	日本プラスチック日用品工業組合
	轟 真 一	麻場産業 株式会社
	西 垣 信 洋	通商産業省産業政策局消費者用製品指導室
	西 澤 晋 一	全国農業協同組合連合会
	藤 野 達 夫	通商産業省機械情報産業局産業機械課
	本 田 則 夫	株式会社 リッチェル
	松 岡 寿 人	財団法人 日本文化用品安全試験所
	森 谷 敦 子	全国地域婦人団体連絡協議会
	安 武 知	株式会社 丸山製作所
	山 村 修 蔵	工業技術院標準部機械規格課
	矢 上 匡 孝	ドイト 株式会社
（事務局）	製品安全協会	〒170 東京都豊島区東池袋2-6-6 ストーク東池袋 電話 総務部代表 (03) 3590-6231 業務部代表 (03) 3590-7444 検査部代表 (03) 3590-3401

家庭園芸用噴霧器の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、家庭園芸用噴霧器の安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、人力蓄圧式の噴霧器であって、薬液タンク（以下「タンク」という）部分の材料がプラスチック製の家庭園芸用噴霧器（以下「噴霧器」という）について適用する。

備考：この基準の中で { } 内の数値・単位も規格値であるが、平成11年10月1日以降は参考値とする。

3. 形式分類

噴霧器の形式分類は、次のとおりとする。

A形：主に手に持って噴霧を行う噴霧器であって、握り部の全幅が100mm以下、かつ、規定量が2ℓ以下のもの（参考付図1）

B形：主に肩から下げたり、地面において噴霧を行う噴霧器（参考付図2）

4. 用語の定義

噴霧器の用語の定義は、次のとおりとする。

規定量：噴霧器を適正に使用するためのタンク内部の薬液の最大容量。呼び容量。

規定圧力：噴霧器を適正に使用するためのタンク内部の最大圧力。

5. 安全性品質

噴霧器の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観及び構造	1. 噴霧器の外観及び構造は、次のとおりとする。 (1) 使用時に身体に傷害を与えるような、ばり、とがり、割れ、傷、変形等がないこと。 (2) 圧力の加わる箇所に位置する取付ねじ等は、容易に緩んだり、外れたりしないこと。 (3) T字形の握り部のものにあつては、最も圧縮したとき、握り部下端と本体とのすき間に手指等を挟まない構造であること。	
2. 耐薬品性	2. ストレスクラッキング試験を行ったとき、各部にひび割れ等の破損が生じないこと。	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
3. 強度	<p>3. 噴霧器の強度は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 加圧ポンプの押し込み試験及び引上げ試験を行ったとき、噴霧器各部に破損、変形及び使用上支障のある異状がないこと。</p> <p>なお、引き上げ試験については、B形のみ行うこととする。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法

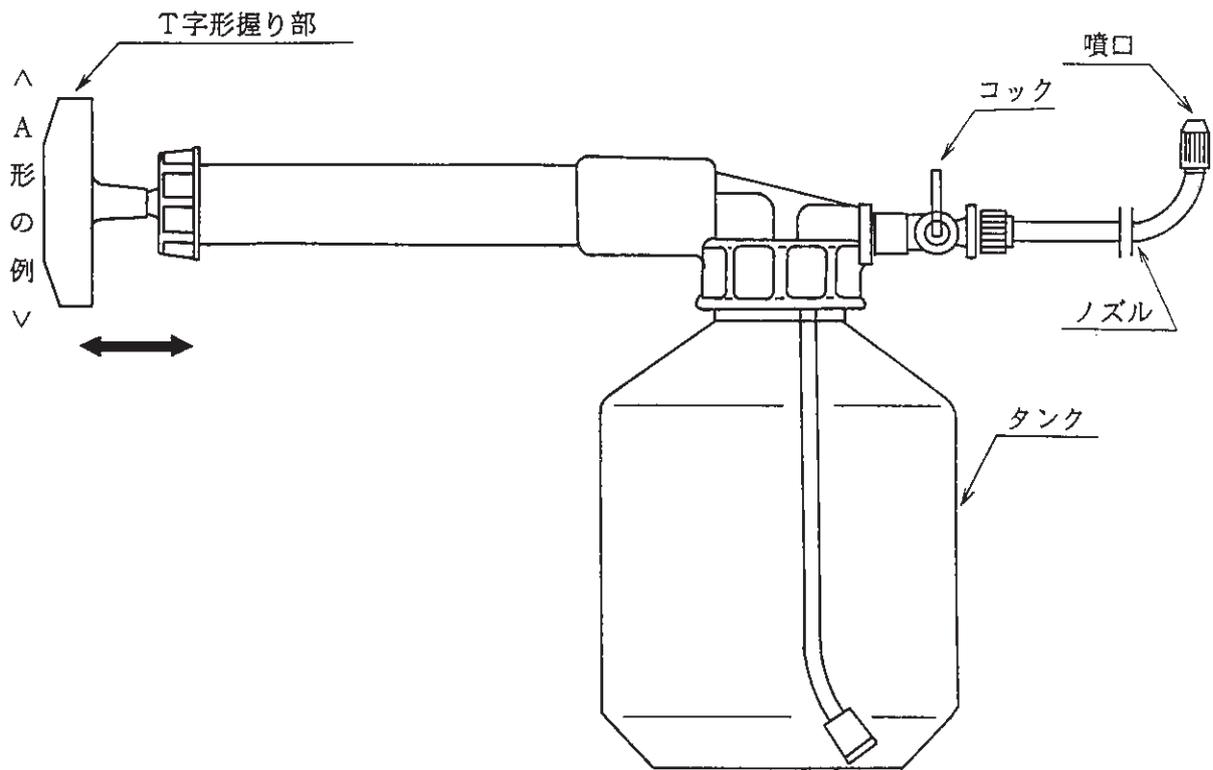
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) B形のうち肩掛けベルトを有するものにあつては、肩掛けベルトの引張試験を行ったとき、肩掛けベルトが切れたり、金具等が外れたりしないこと。</p> <p>(3) 落下試験を行ったとき、使用上支障のある変形、破損及び水漏れがないこと。</p> <p>(4) 耐圧試験を行ったとき、使用上支障のある変形、破損及び水漏れがないこと。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
4. 安全弁又は圧力調整弁の性能	4.安全弁又は圧力調整弁があるもの にあつては、安全弁又は圧力調整弁 の作動は良好であること。	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	<p>(2) 基本仕様</p> <p>a. 規定量及び規定圧力 安全弁及び圧力調整弁があるものにあつては、その作動圧力を併記すること。</p> <p>b. 用途</p> <p>(3) 各部及び部品の名称並びに構成</p> <p>(4) 使用方法</p> <p>(5) 規定量の薬液を入れた場合、規定圧力に達するまでに必要なポンピング回数を目安</p> <p>(6) 使用上の注意</p> <p>a. 噴霧する農薬の使用上の注意をよく読み、正しく希釈してから使用すること。</p> <p>b. 噴霧は、目的物以外のものにかからないよう、風や周囲の状況等に十分注意すること。</p> <p>c. 使用後は、タンクの圧力を抜いてからよく洗浄し、子供の手の届かない場所であつて、かつ直射日光のあたらない場所に保管すること。</p> <p>d. 農薬以外の薬剤は、使用しないこと。</p> <p>e. 使用する前に点検をして、異状の有無を確認すること。</p> <p>f. キャップ等が確実に取り付けられているか確認すること。</p> <p>g. 安全弁又は圧力調整弁が作動したら、ポンピングをやめること。</p> <p>h. 持ち運びをする際には、ハンドルをロックすること。</p> <p>i. キャップを外すときは、必ずタンク内の圧力を抜いたことを確認してから行うこと。</p> <p>j. 余った薬液（残液）は、下水等に捨てないこと。</p> <p>(7) メンテナンス、点検及び保管方法</p> <p>(8) SGマーク制度は、噴霧器の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度であること。</p> <p>(9) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号</p>	

参考付図1 < A形の例 >



参考付図2 < B形の例 >

